

児童保護史・児童福祉史から「子どもへのまなざし」を読む

田澤 薫

子どもに対する社会のまなざしを研究したい。学部の卒業論文への問題関心を問われ、臆することもなくそう答えた私に、「まなざし、などというものを研究するには、どういたしましょうか」と、その考えの稚拙で浅薄なことをにこやかに教えてくださったのは本田和子先生（お茶の水女子大学名誉教授、前聖学院大学教授）でした。「まなざし、などというもの」を研究するには、まずは固い、固いことから取り組んでごらん下さい、との本田先生のアドバイスで私は修士課程までを憲法学・未成年者保護法の森田明先生のもとで過ごし、法制史研究の方法論によりながら子どもが対象とされる法律や制度の成り立ちを素材として子どもをめぐる思想や社会背景を読み解く手ほどきを受けました。文献資料を用いた史的方法論をとり、子どもとの距離を物理的にも時間的にも確保することでこそ見えてくることも少なくありません。

近代において法律や制度の対象となったのは、実は、特に社会的な手立てを必要とする子どもたちでしたので、自ずと、児童福祉研究への方向性がうまれました。研究する際の問題意識や検討のねらいは現実の子どもの問題から発し、成果は現実の子どものフィードバックされるものでありたいと願い、今日の児童福祉の課題を史的に考察するようになりました。

現在は、1947年に制定された児童福祉法の特徴を措置制度に見て、今日の児童福祉に関する諸課題の源流を探る意図をもって、措置制度を多角的に検証する研究に取り組んでいます（平成20年度～24年度科学研究費（基盤研究（C））「児童保護から児童福祉への転換と措置制度に関する史的研究」）。日本の児童福祉に関する法制度は、児童福祉法が1997年の戦後初の大改正で大掛かりな構造的・理念的な改革を行ったあとも、2000年に別立てで児童虐待防止に関する法律を制定するなど、今日、揺れ動いている領域の一つです。今後の児童福祉に関する法制度の方向性を

見極めるためには、ぜひとも今一度、今日の法制度の直接の出発点である児童福祉法制定の1947年に立ち返って、その理念と実際の検討を行う必要があるように思われます。そこで、児童福祉法制定によって新規にもたらされた戦後の児童福祉行政の根本ともいえる措置制度に着目し、措置制度の導入によって、それ以前の児童保護の実践現場から継承され得た事柄と断続を余儀なくされた事柄のそれぞれを実践に沿いながら整理・分析することで、今日の児童福祉制度の特性を検証することにしました。

改めて指摘するまでもなく、第二次世界大戦後の児童福祉の確立に際する理論的、思想的研究にはすでに相当の蓄積があります。吉田久一著『現代社会事業史研究』（川島書店、1990）からは、日本の社会事業史におけるこの期の位置を、前後の時期との制度的な関係性のなかで、かつ前時代までの思想的な背景との関連で捉える視座をあたえられます。日本の制度や実践のあり様を同時代の海外動向との関連で捉える立場は、吉田久一・岡田英己子著『社会福祉思想史入門』（勁草書房、2000）から学びました。措置制度への継承を問うのに重要な救護法の研究は、寺脇隆夫による一連の成果が挙げられます。児童福祉確立そのものについて、研究の立場ではないものの当事者の側から説明している基礎文献として、厚生省児童局による『児童福祉法』（東洋書館、1948）と『児童福祉十年の歩み』（日本児童問題調査会、1959）をあげねばならないでしょう。ほかに個別の問題についての深い論考も熱心に試みられてきました。丹野喜久子著「児童福祉法第47条の今日的検討とその課題」『埼玉純真女子短期大学研究紀要5』（1989）は、単一の条項についての論稿ではあるものの、措置制度が本質的に抱える課題を鋭く指摘しています。

明治・大正期から今日まで継続する児童保護・福祉の実践史にとって、1947年の児童福祉法が大きな転換であったことは異論のないところで

す。加えて、私がこれまでに従事してきた児童史研究を通して、児童福祉法による新たな児童福祉制度が障壁でさえありえた事実気づかされました。措置制度は、運営費が保障される点で、施設を資金調達に苦労より自由にしましたが、同時にさまざまな規制を伴いました。感化教育あため教護事業に民間の参入を認めずに施設種別の変更を迫ったなど、現場に戸惑いと苦悩をもたらす例も少なくありませんでした。それらの多くは当該領域の実現場での愚痴と困惑に終わってきたと考えられますが、改めて拾い上げて光を当てることで、児童福祉制度が本質的に抱えていながらこれまで問題にされてこなかった課題が照射されるのではないかと考えています。こうした視点から、新規性・先駆性に富み、それだけに前時代との齟齬もみられた措置制度を軸として、児童福祉の領域全般に目配りした包括的な整理と検討を行うことにしました。

具体的には、私がすでに取り組んできた感化教育史、児童虐待防止法史、児童学の成立史、仙台基督教教育院史等の検討から得た個別問題から、検討に着手します。第二次大戦以前に私たちの社会は、未成年者の教化を重視した感化救済事業期から児童保護が領域的に分化した社会事業期を経るなかで、未成年者矯正・感化教育、貧孤児の保護と就学支援、年少労働からの保護、児童虐待防止、託児、児童の健康管理等の諸領域に専門分化された児童保護の実践主体を有していました。しかしながら、児童福祉法が描いた児童福祉制度のデザインは必ずしも既存の活動の実績と方法論を尊重したものではありませんでした。その検討を、制度論からでなく、各論研究で得た現場主体の個々の問題意識から出発して総括的な論考にまで高めていきたいと考えています。

従来は漠然と「児童保護から児童福祉への継受と断絶」と評されていた第二次大戦をはさむ移行について、移行の主要点の一つである措置制度という視座からの継承点と断絶点、さらに質的変容を遂げた上での継承点が、具体的に即して整理され

るものと期待しています。この整理で、それ以前の児童保護の実践がすでに存在したところへ措置制度を冠せたことによる課題について、制度的、実践的、さらには文化論的視点に立って論ずることもできるでしょう。そこから得られる知見は、今後の児童福祉の方向性を探る基礎作業として、現行の児童福祉を正確に理解するうえで必須であるように思われます。

私の研究の関心は、いまま、私たちの社会が子どもにどうまなごしを向けているかという問いにあるのです。

(本文の一部には、科学研究費応募書類の内容を修正のうえ転用いたしました。)

(たざわ・かおる 聖学院大学人間福祉学部准教授)